



**せどらーを追い出す**

**Amazon 出品制限の真相**

## ■ 推奨環境 ■

このレポート上に書かれている URL はクリックできます。できない場合は最新の Adobe Reader を無料でダウンロードしてください。

<http://www.adobe.co.jp/products/acrobat/readstep2.html>

## ■ 著作権について ■

このレポートは著作権法で保護されている著作物です。下記の点にご注意戴きご利用下さい。

このレポートの著作権はナベやんに属します。

著作権者の許可なく、このレポートの全部又は一部をいかなる手段においても複製、転載、流用、転売等することを禁じます。このレポートの開封をもって下記の事項に同意したものとみなします。

このレポートは秘匿性が高いものであるため、著作権者の許可なく、この商材の全部又は一部をいかなる手段においても複製、転載、流用、転売等することを禁じます。

著作権等違反の行為を行った時、その他不法行為に該当する行為を行った時は、関係法規に基づき損害賠償請求を行う等、民事・刑事を問わず法的手段による解決を行う場合があります。

このレポートに書かれた情報は、作成時点での著者の見解等です。著者は事前許可を得ずに誤りの訂正、情報の最新化、見解の変更等を行う権利を有します。

このレポートの作成には万全を期しておりますが、万一誤り、不正確な情報等があらましても、著者・パートナー等の業務提携者は、一切の責任を負わないことをご了承願います。

このレポートのご利用は自己責任でお願いします。このレポートの利用することにより生じたいかなる結果につきましても、著者・パートナー等の業務提携者は、一切の責任を負わないことをご了承願います。



# 目次


■ 推奨環境 ■ .....	2
■ 著作権について ■ .....	2
第 1 章 Amazon 出品制限 .....	4
第 2 章 さらに Amazon 動く .....	10
第 3 章 普通に出品できます .....	12
第 4 章 安全性の問題 .....	14
まとめ .....	17

# 第1章 Amazon 出品制限

Amazon より下記のようなメールが送られてきたことはないでしょうか？

**【重要/対応要】ヘアドライヤー・ヘアアイロン製品に関する書類をご提出ください**  
( [Important/Action Required] Please submit compliance documents related to Hair Dryer&Iron )

 Amazon.co.jp <merchant-notifications@amazon.co.jp>   
2019/05/30 16:07

宛先: 

English follows Japanese.

出品者様

平素より Amazon.co.jp にご出品いただきありがとうございます。

このメールは、審査を必要とする製品を販売されている出品者様にお送りしています。当サイトは、お客様に安全、快適にショッピングを楽しんでいただけるよう常にサービスの向上に努めております。この度、その一環として、当サイト上で出品されている対象商品について、法令が定める安全要件を満たしていることを確認するため審査を行うことになりました。

対象商品を引き続き出品する場合は、本メールを受け取られたメールアドレスから、担当窓口宛に以下の情報を期限までにご提出ください。期日までに情報をご提出いただかない場合は、対象商品の出品は取り下げられますのであらかじめご了承ください。なお、本日より新規に登録をされた対象商品に対しては猶予期限なしで本日から安全要件が適用されます。

対象商品：

ヘアドライヤー  
ヘアドライヤーとは、熱源をモーターとファンにより発生させた風を通して冷やすことで発生する温風を利用し、濡れた頭髮を乾燥させる器具をいいます。

ヘアアイロン  
ヘアアイロンとは、熱源となる構造体に髪を挟む、又は巻くことで、髪型を変えるために使う器具をいいます。

本商品を Amazon.co.jp で販売することを希望する場合、特定の認定基準を満たす必要があります。以下の情報および書類を以下の E メールアドレス（担当窓口）に送信して申請する必要があります。

このメールにて理解できることは

**あなたの出品物に審査が必要な商品がある**



**引き続き販売したいなら、期日までに情報を提出**



**さもなければ出品を取り下げる**

今まで販売してきた商品が、いきなり出品停止になると  
慌てた方も多かったのではないのでしょうか？

そしてメールの続きにて、期日や提出物の詳細はこちら



期限：2019年6月28日

担当窓口：[jp-electronics-safety@amazon.co.jp](mailto:jp-electronics-safety@amazon.co.jp)

注意：申請を受け付け後、確認までに時間がかかる場合があります。この間、重複するケースの作成は控えてください。重複提出は審査の遅れの原因となります。

1. 会社名
2. 出品者 ID
3. Eメールアドレス
4. 電話番号
5. 出品を申請（または販売の継続を希望）する ASIN のリスト
6. ASIN ごとに以下の書類を提出してください（添付する文書のファイル名に ASIN を含めてください）

特定電気用品以外の電気用品（PSE）

1. 電気用品製造事業届出書もしくは電気用品輸入事業届出書の写しこの書類には、経済産業省（METI）の受領印が押印され、型式の区分表が記載されている必要があります。
2. 定格銘板（PSE マークが付されている箇所）の写真（PSE マーク、届出事業者名、定格電圧などが読み取れること）
3. 定格銘板に経済産業省へ届け出た事業者名とは異なる名称（略称）を表示する場合、経済産業省から承認を受けた際の根拠となるもの
4. すべての完成品の自主検査記録

注意：審査状況によっては、追加で書類提出をお願いする場合があります。あらかじめご了承ください。

注意：なお、上記情報の提出をもって、出品者は提出した情報が真正かつ正確であることを表明し保証したものとみなされます。上記表明保証に違反した場合、出品権限が剥奪される場合がありますので、ご了承ください。

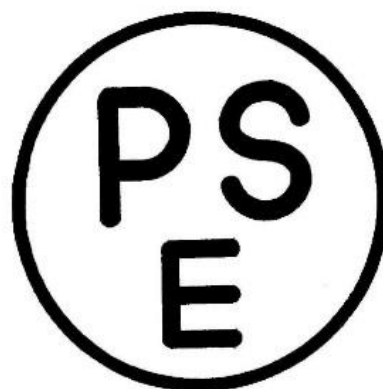
それぞれ ASIN ごとに提出書類が必要とのことでした。

それについての詳細を抜粋するとこちら



## 特定電気用品以外の電気用品(PSE)

- ①. 電気用品製造事業届出書もしくは電気用品輸入事業届出書の写しこの書類には、経済産業省(METI)の受領印が押印され、型式の区分表が記載されている必要があります。
- ②. 定格銘板(PSE マークが付されている箇所)の写真(PSE マーク、届出事業者名、定格電圧などが読み取れること)
- ③. 定格銘板に経済産業省へ届け出た事業者名とは異なる名称(略称)を表示する場合、経済産業省から承認を受けた際の根拠となるもの
- ④. すべての完成品の自主検査記録

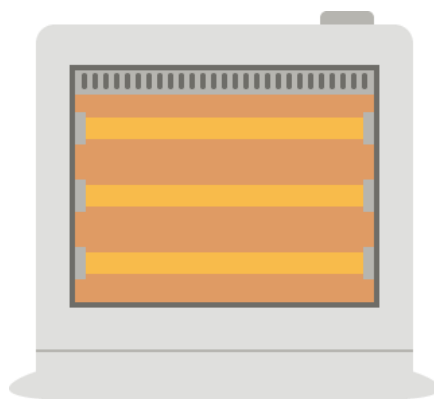


販売しているだけでは聞き慣れない文面が並びます。

②に関しては商品より撮影できますが、①、③、④は製造やメーカー側でなければ準備できないでしょう。

その他にもこれらの商品などが対象となりました。

- ⚠ ヘアドライヤー
- ⚠ ヘアアイロン
- ⚠ 除湿器
- ⚠ 電気ヒーター
- ⚠ 電気カーペット
- ⚠ シーリングライト





そこで私たちが考えたことは

**期日が過ぎたらこれら販売できない**



**今ある在庫を赤字でも早く売らなければ**



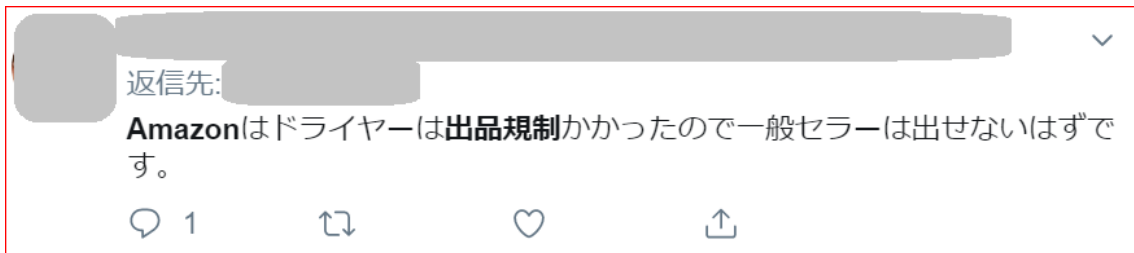
**またせどらーを排除してきている**



**Amazon せどり終わった・・・**

など誰もが思ったことでしょう。

実際に多方面でそういったコメントも見られました。



小売からの仕入のせどりだとほぼ対応不可能ですかね。

なので、アマゾン新品せどりをされている方はヤフオク、メルカリ、ヤフショなど他の販路で売るのが良いと思います。

## 第2章 さらに Amazon 動く

さらに記憶に新しいことにこんなメールも届きました。



**おもちゃ&ホビーカテゴリを  
出品したければ  
2019年9月13日までに  
必要書類を提出せよ！！**



今度は一部の家電ではなく、「おもちゃ&ホビー」の  
カテゴリーにまで大きく広がりました。


この数年の間にも、Amazon 新規アカウントは CD に規制  
がかかっているなど、さらに私たちが出品できるものが  
少なくなり厳しくなっています。

本当に徐々に追い詰めて、弱小なセラーから追い出して  
いくのかと思っているところ実は・・・

## 第3章 普通に出品できます

実はこんな Amazon からの出品制限？規制？

が来ていても、何事もなかったかのように出品できます。



ノビー(Nobby) ヘアドライヤー NB1903 ホワイト  
EAN: 4975302119414  
売上ランキング:1930  
22 新品・中古品 Offers  
すべての商品の詳細を確認します

^ 出品制限が適用されます。

- 状態：新品, 中古
- 状態：コレクター商品, 再生品 現在、この商品は出品いただけません。出品の申請も受け付けておりません。

**「書類が提出できない自分には無理だ・・・」**

とメールが届いて、周りで騒がれているときから

出品を諦めていませんか？

これら該当商品は、リサーチせず完全にスルーして

いませんでしたか？

**今まで通り問題なく販売して  
利益を出すことができます。**

おそらく今回のおもちゃ&ホビーカテゴリーについても  
同様ではないかと推測しております(9/10 時点)

ではなぜ Amazon はこのようなことをするのでしょうか？

## 第4章 安全性の問題

どれも商品の安全性に関する書類を求めています。  
日本国内にて、消費者が安全に使用できること、  
それぞれの機関の検査基準に合格した証明となるも全  
制度)のことが言われているとおり、Amazon 側がその商  
品が安全と知ることができたら問題ないことです。

これは個人の推測となりますが、米 Amazon でも下記の  
ような訴訟問題が相次いでいるので、おそらく確認して  
いるのだと思われます。

Amazon で購入した商品で片目を失明→出品者と連絡が  
取れない→Amazon が責任を負う

[消費者トラブルにつき Amazon が賠償責任問題](#)

[\(2019/7/4 日本経済新聞様の記事より\)](#)

今後 Amazon では、安心してお買い物ができるように  
**粗悪品をなくし、安全性を確認できない不要な  
商品ページを削除しているのだと考えられます。  
商品のカタログを整理しているのでしょう。**

よって、「規制が厳しくなった」「せどら一排除だ」と  
言っているまたは思っている方は

**ただの勘違いです！！**

その証拠にこんな質問をしたところ

Amazon 側から回答をいただきました。

child-safety@amazon.co.jp  
To 自分

ご担当者様

いつもお世話になっております。

- ・ 全てのセラーが対象なのか。  
はい、そうです。
- ・ どの商品が規制対象かを調べる方法。  
下記のhelp pageをご確認の上、該当すると判断され、その上継続販売をご希望の商品がありましたらお知らせください。  
[https://sellercentral.amazon.co.jp/gp/help/5B4NM4845JC8TUM?referral=A3LQAWAQ70Y8AN\\_AGN2K00X5KIAP](https://sellercentral.amazon.co.jp/gp/help/5B4NM4845JC8TUM?referral=A3LQAWAQ70Y8AN_AGN2K00X5KIAP)
- ・ 以前、カスコンロ等の安全書類提出をご要求時のように、あるセラーが安全書類を提出し、その商品の安全性が確保されれば、他のセラーも再び出品が可能になるのか。  
はい、現在の審査はASINごとに行っていますので、もし他のセラー様が該当ASINの関連書類をご提出し、審査通過したら、このASINを販売しているセラー様は販売再開できます。
- ・ 現在FBAに納品している商品に関しては9月13日以降「販売不可商品」に移された商品に対して返送処理をすれば問題無いか。  
この問題につきまして、大変お手数ですが、当チーム業務外の範囲となりますので、こちらは対応出来ません。  
大変お手数ですが、弊社のセラーサポートチームにご連絡ください。  
<https://sellercentral.amazon.co.jp>

お問い合わせ内容は引き続きCASE : 1993323923にて対応させていただきますので、ご不明な点はそちらの返信としてお送りくださいますようお願いいたします。

要約するとこのようになります。

- ・個人のセラーではなく全セラー対象であること
- ・セラーごとではなく ASIN ごとの審査であること
- ・他のセラーが必要書類を提出すれば販売できること

ですので私たちは、何も行動しなくて結構です。

というか何もできません。

引き続き Amazon で販売していく、メーカーまたは書類を提出できるセラーが動いてくれるでしょう。

そしてその後、同じように販売していけば良いのです。



# まとめ

いかがでしたでしょうか？

昨今の「書類の提出を求められる出品制限」は悪だと思われている？せどらーに向けた仕打ちではありません。Amazon が自社を守るための対策でしょう。

対象商品やカテゴリー全般が、もう出品ができなくなったわけではありませので何ら問題ありません。

しかしながら、それと同時に素性がよくわからないメーカーの商品の取扱いを避けること、疑問が浮かぶような怪しいカタログへの出品は避けることなどのリスク回避は再認識できたのではないのでしょうか。

やはり Amazon とはいえ「**販売者にも責任がある**」ということも肝に銘じながら、今後もせどり(物販)というビジネスを続けていくべきであります。